参考資料6

総合計画を貫く区政運営の基本方針
方針２（１）財政の健全性の確保と持続可能な財政運営の実現

「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」の見直しについて（案）

１．基本的な考え方

現行	見直し案
①大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高 450 億円の維持に努めます。基金を活用し、年度末残高が 450 億円を下回る状況となる場合は、可能な限り速やかに残高の回復に努めます。	①大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高 550 億円の維持に努めます。基金を活用し、年度末残高が 550 億円を下回る状況となる場合は、可能な限り速やかに残高の回復に努めます。
②将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てます。また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎建替えを見据え、（仮称）杉並区役所庁舎整備基金に当面 20 億円を積み立てます。なお、（仮称）杉並区役所庁舎整備基金の積立額については、新庁舎の規模や整備スケジュール等の具体化にあわせて見直します。	②将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 55 億円以上を積み立てます。また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の整備を見据え、杉並区役所庁舎整備基金に当面、毎年度 20 億円以上を積み立てます。なお、杉並区役所庁舎整備基金の積立額については、整備内容や整備スケジュール等の具体化にあわせて見直します。
③区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行し、繰上償還をする場合等を除き、公債費負担比率が 5%を超えないように努めます。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の削減に努めます。	③区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況や公債費負担比率の将来的な見込みを踏まえつつ、必要性を十分検討して発行し、繰上償還をする場合等を除き、公債費負担比率が 5%を超えないように努めます。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の削減に努めます。
④財政運営の弾力性を保持するために、極端な税収減となる場合を除き、行政コスト対税収等比率が 100%を超えないように努めます。	④（変更なし）
⑤将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、債務償還可能年数が 5 年を超えないように努めます。	⑤（変更なし） ※ただし、債務償還可能年数の算出式を区独自で厳しくする変更を加える。

２．各項目の解説

【①財政調整基金の残高維持】について

・首都直下地震発生時における災害救助や応急復旧等に要する経費について、区地域防災計画上の被害想定を基に試算した結果、区の実質的な負担額は約 297 億円となりました。この試算結果を踏まえ、大規模災害が発生した場合でも、国や都による特例的な財政措置を待つことなく、区民の生命と財産を守るための対応を迅速かつ的確に行うことができるよう、必要額を 300 億円とします。…（A）

・著しい経済変動等への備えとして必要な額は、平成 20 年（2008 年）9 月のリーマン・ショック時の財政調整基金の取崩額約 200 億円を基に、令和 5 年度（2023 年度）の計画改定時に、当時の減収率を令和 5 年度当初予算額に乗じて 250 億円と算出しており、引き続き、この額を目標額とします。…（B）

➡財政調整基金への年度末残高として維持すべき額（A）＋（B）＝550 億円

【②－1 施設整備基金の積立】について

・「区立施設マネジメント計画（第 1 期）」の令和 8 年度（2026 年度）改定に当たって、今後 40 年間の区立施設（区役所本庁舎を除く）の改築・改修経費を試算した結果、年平均約 209 億円となりました。過去 5 年間の改築・改修経費に対する財源割合の実績を踏まえ、年平均所要額の 30%を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 63 億円が必要になると算出した上で、現在の施設整備基金残高を考慮し、毎年度 55 億円以上の積立が必要になると見込みました。

➡毎年度の施設整備基金への積立額　55 億円以上

《計算式》

209 億円×30%（施設整備基金でまかなう割合）≒63 億円

63 億円－9 億円(施設整備基金令和 7 年度（2025 年度）末残高 362 億円÷40 年)≒54 億円

（改築・改修経費に対して、施設整備基金 30%、国都支出金・区債 35%、一般財源 35%を想定。
実際の比率は毎年度の予算編成過程において判断します。）

【②－2 杉並区役所庁舎整備基金の積立】について

・「杉並区役所本庁舎改築等課題検討報告書（令和 6 年 10 月）」で試算した工事費の想定額を踏まえ、区役所本庁舎整備基金の積立額を当面 20 億円としてきました。

・一方、令和 7 年度（2025 年度）の専門事業者による検討結果や、近年の継続的な建設費の上昇等により、将来的な整備経費の増加が見込まれることから、整備財源を可能な限り確保していく考えのもと、毎年度の積立額を「20 億円以上」に見直します。

・なお、今後、整備内容や整備スケジュール等の具体化にあわせて整備費を再算定し、その結果を踏まえ、必要に応じて基金の積立目標額の総額及び毎年度の積立額について見直します。

【③区債発行・繰上償還等】について

・「公債費負担比率」：財政運営の柔軟性を計る指標の一つで、公債費がどの程度一般財源の使途を制限しているかを表しており、比率が高いほど財政運営の余力がない硬直化した状態であることを示しています。

→一般的に 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

➡区立施設マネジメント計画に基づく、区立施設の改築・改修に伴い、区債発行の増加が見込まれることから、区債発行の精査と繰上償還の実施について示したうえで、公債費負担が過度に高まることがないよう、公債費負担比率が 5%を超えないよう目標を設定。

実行計画の策定・改定に当たり、計画期間中の財政計画と併せて公債費負担比率の見通しを示し、将来負担を見据えた計画的な財政運営を行います。

【⑤債務償還可能年数】について

・「債務償還可能年数」：実質的な債務を経常収支の黒字の何年分で償還できるかを示します。
この年数が短いほど、中長期的な財政の健全性が確保されていると言えます。

→経常収支の黒字で返済可能な年数が、借金である区債の返済にかかる平均年数（平均償還年数）を超えると財政運営が切迫すると考えられます。

（参考：杉並区の区債平均償還年数 令和 7 年度（2025 年度）末時点 21.0 年）

➡区債残高が増加し、将来負担が過度とならないよう、5 年を目標に設定。

《計算式》

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{(\text{将来負担額}^{※1} - \text{充当可能財源}^{※2})}{(\text{経常一般財源等（歳入）等}^{※3} - \text{経常経費充当財源}^{※4})}$$

※1※2 将来負担額及び充当可能財源は、財政健全化法上の将来負担比率の算定式によるが、
将来負担額に区独自に区債残存利子支払予定額を加える。
※2 充当可能財源は充当可能基金残高＋充当可能特定歳入（償還に充当可能な補助金等）。
充当可能基金残高は、財政調整基金及び減債基金の残高とする。
※3※4 経常一般財源等（歳入）等及び経常経費充当財源は地方財政状況調査及び財政健全化法上の数値から算出する。